

横浜市資産指令第5040号
平成28年10月5日

許可番号 第05620003456号

産業廃棄物処分業許可証



住所 神奈川県横浜市中区山下町105番地

氏名 武松商事 株式会社
代表取締役 金森 和哉 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

横浜市 市長 林 文子

許可の年月日

平成25年12月1日

許可の有効年月日

平成32年11月30日



1. 事業の範囲

中間処理

(1) 熔融：廃プラスチック類 以上1種類

(2) 破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類

(3) 飼料化：廃油、廃プラスチック類、動植物性残さ 以上3種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市中区新港町11外

処理施設の概要

(1) 熔融施設 1基 (0.18 t/日)

設置年月日：平成11年8月24日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 以上1種類

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市磯子区新磯子町10番4外1筆

処理施設の概要

(1) 熔融施設 1基 (1.78 t/日)

設置年月日：平成25年8月9日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 以上1種類

(2) 破碎施設 1基 (139.03 t/日)

設置年月日：平成22年4月16日 許可年月日：平成21年11月16日

許可番号：10298

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類

(3) 飼料化(破碎分別、乾燥)施設 2基 (15.29 t/日×2)

設置年月日:平成22年 2月 3日

産業廃棄物の種類:廃油、廃プラスチック類、動植物性残さ 以上3種類

3. 許可の条件

(1) 横浜市中区新港町11番内における中間処理(溶融)に伴う産業廃棄物の保管量は、4m³以内とする。

(2) 横浜市磯子区新磯子町10番4外1筆における中間処理(溶融、破碎、飼料化)に伴う産業廃棄物の保管量は、119.7m³以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成1年11月 1日 新規許可

平成25年12月 1日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無